

兵庫地方最低賃金審議会

第2回兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

令和6年9月10日(火) 13時24分～14時26分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益委員	桜間部会長、高階委員
労働者委員	川端委員、小西委員、藤田委員
使用者委員	篠田委員、吉川委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官、 山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の審議について	
議 事 内 容	
<p>飯田賃金指導官 ただ今から、第2回兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会を開会いたします。 本日は、坂本委員と松村委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでした。 では、この後の進行につきましては、部会長にお願いいたします。</p> <p>桜間部会長 それでは、議題に入りたいと思います。 まず、前回8月20日の専門部会において、全会一致で改正の必要性ありとの決議を行いましたので、本日は、議題(1)「兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、金額の審議となります。 今までの審議の中でお話しいただいている部分もありますが、労使から金額審議に当たっての金額提示及び、その理由等を御発言いただき、そこから審議を進めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>	

最初に労使それぞれでの打合せの時間は必要でしょうか。

労働者代表委員、使用者代表委員
お願いします。

(労働者代表委員、使用者代表委員別室で打ち合わせ)

桜間部会長

それでは、審議を再開いたします。

では、申出をいただいた労働者側委員から理由とともに、金額提示をお願いいたします。

小西委員

前回の必要性審議の中で、我々労側からは、消費者物価の継続的な上昇などに伴う最低賃金近傍の労働者の生活水準の維持・向上、鉄鋼業で働く上で求められる専門性や過酷な作業環境などに伴う地賃より優位性のある水準、今次春闘における大幅な賃上げでの回答状況などを踏まえ、今年度の鉄鋼業の最低賃金改定の必要性を主張いたしました。

このような状況のもと、兵庫県鉄鋼業の現行の最低賃金 1,065 円は、年間 2,000 時間働くことでワーキングプアと呼ばれる年収 200 万円を超える水準となったものの、継続する物価の上昇をカバーできる水準とはいえません。

一方で、兵庫県内の鉄鋼業の魅力向上と人材確保の観点では、兵庫県地域別最低賃金 1,052 円、プラス 51 円との優位性の確保等を考慮した改定が必要と考えております。

さらに、今年の春闘においては、製造業の賃上げ率、連合の調査ですが、5.58 パーセントと昨年以上のアップ率の回答を得ていることや、兵庫県の多くの鉄鋼業が加盟する基幹労連におきましても結成以降過去最高の賃上げが実現しております。この大幅な引上げは、今次春闘における鉄鋼業及び企業の発展と強化に向けた「人への投資」の必要性はもとより、昨今の物価上昇への対応について使用者側の理解が示されたものと受け止めております。この労使の懸命な努力により実現した賃上げの流れを、鉄鋼業に関わる労働者へも波及させることが鉄鋼業の魅力を高めるとともに、そこで働く人々の生活の安定、経済の好循環の流れにつながるものと考えます。

以上を踏まえ、具体的な改正額につきましては、現行 1,065 円に対し、必要な積み上げ額 (+60 円) として、合計 1,125 円を提示いたします。

以上、今回の改正額について考え方を述べさせていただきました。

鉄鋼業は、日本の基幹産業として、今後も経済・産業をリードしていく立場にあり、ここ兵庫県においても、鉄鋼業の中心都市として大きな役割を担っております。また、産業の魅力を高め、技術・技能の伝承、人材の確保・定着など将来にわたる発展と成

長を見据えるとともに、鉄鋼業特有の専門性や厳しい環境での作業に見合う水準であることが必要と考えます。

今回の改正額に対し、我々に与えられた責務を今一度労使で再認識するとともに、労使のイニシアティブを発揮し、議論を深めて参りたいと考えており、使用者側のより一層の御理解、御協力をお願いいたします。以上です。

桜間部会長

それでは、次に、使用者側委員からお願いします。

篠田委員

使用者側の篠田です。前回欠席しまして大変申し訳ございませんでした。内容につきましては吉川委員と共有しておりますので私の方から御説明させていただきます。

前回、吉川委員から御説明いたしましたとおり、優位性は三者一致していますので、必要性は「有り」と考えております。

ただ、中央最賃の議論や、現状を踏まえるということ、それから鉄鋼業の実態や同業種との関係性を着目しながら引上げ額の程度を慎重に検討していきたいという思いがあることは前回も御説明させていただいたとおりです。

加えまして、この特定最賃におきまして、我々使用者側が一番大事に考えているところは、一番経営に影響を与える中小企業の方々です。ここに我々としては思いを伝えたいと思っております。

景気がいいときはもちろんいいですが、景気が悪いとき、最初に打撃を受けるのは皆さま御承知のとおり中小企業でございます。

先程労働者側から近年今までにないような賃上げ額という御発言がございましたが、そこで果たして全部がそうか、というところを今一度皆さんに冷静に考えていただきたいという思いがございます。

そういった思いを踏まえまして、今回具体的な金額を考えてまいりました。

我々としては中小企業のことを思う、重視したいということと、引上げ額の根拠について極力こだわって上げていきたい、なぜその金額にしたのかというところにこだわっていききたいと今回は思っております。

以上を踏まえまして、具体的な金額提示をさせていただきますと、中央審議会の資料に賃金改定状況調査がございます。こちらの令和6年一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率の製造業Bランクの賃金上昇率が2.6パーセントでございます。

色々なデータがある中で、今回御提示させていただく金額の根拠としたいと考えてきました。具体的には1,065円から2.6パーセント引き上げまして1,093円、プラス28円ということで、今回使用者側から御提案させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。以上です。

桜間部会長

労使双方より、金額提示とそのお考えを伺いました。

労働者側は、60 円引上げの 1,125 円

使用者側は、28 円引上げの 1,093 円

という御主張でした。

労使双方の基本的な提示額を伺いましたが、その金額に開きがありますので、これから、さらに詰めていきたいと思えます。

では、最初に公益側と申出いただいた労働者側とでお話をさせていただき、その後、使用者側とお話させていただきます。

(公労・公使会議)

桜間部会長

それでは、審議を再開いたします。

労使双方のお話をお聞きしましたが、本日の段階では

労働者側は、60 円引上げの 1,125 円

使用者側は、28 円引上げの 1,093 円

という御意見でありました。労使の主張される金額にはまだ隔たりがあり、一致には至っていません。

労使ともに、もう少し審議を重ねたいという意向でありますので、次回も引き続き金額審議を行いたいと思えます。

では、次回の日程等について、事務局から説明をお願いします。

安積賃金室長

はい、次回日程について確認させていただきます。9月19日(木曜日)午前10時からで予定しておりますが、よろしいでしょうか。

各委員

(はい)

桜間部会長

では次回は、9月19日(木曜日)午前10時からの開催といたします。

次回は金額審議の2回目となりますが、引き続き公開とします。事務局は他に何か連絡事項はございますか。

安積賃金室長

特にございません。

桜間部会長

本日の審議は、これで終了とします。御苦勞様でした。

< 終 了 >

桜間 裕章

小西 啓介

吉川 和宏